

広島県告示第四百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

| 区域の名称 | | 所在地 | 土砂災害警戒区域 |
|----------------|----------------|--------------------------|---|
| 自然現象の種類 | 原因となる自然現象の発生原因 | | |
| 串簸平（一六） ○三） | 崩壊 急傾斜地の | 広島県東広島市河内町中河内及び同市河内町小田地内 | 表区域示の |
| 十の組（九一 六五） | 次の図のとおり | | 区域の名称 |
| 串簸平（一六） ○三） | 崩壊 急傾斜地の | | 土砂災害特別警戒区域 |
| 十の組（九一 六五） | 次の図のとおり | | の自然現象の原因となる自然現象の発生原因 |
| 串簸平（一六） ○三） | 崩壊 急傾斜地の | | 号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。 |
| 次の図のとおり | 次の図のとおり | | 第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。 |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。